

地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費(人件費以外)に充てることとされています。

令和5年度の地方消費税(社会保障財源化分)の収入額及び充当状況は以下のとおりです。

【歳入】	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	68,746千円
【歳出】	地方消費税(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費	746,299千円

(単位：千円)									
区分		令和5年度 決 算 額		社会保障 施 策 費	財 源 内 訳				
					特 定 財 源			一 般 財 源	
					国庫支出金	都支出金	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	
		A	B	A－B					
民生費	社会福祉費	511,093	42,017	469,076	62,698	99,924	1,381	305,073	28,102
	老人福祉費	347,897	4,359	343,538	4,460	170,695	3,784	164,599	15,162
	児童福祉費	405,384	73,876	331,508	108,871	111,640	6,739	104,258	9,604
衛生費	保健衛生費	417,894	90,263	327,631	43,238	104,980	7,044	172,369	15,878
合 計		1,682,268	210,515	1,471,753	219,267	487,239	18,948	746,299	68,746

※区分は地方財政状況調査の歳出区分による
※各区分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)充当額は、各区分の一般財源で按分